

=====公布された規則のあらまし=====

職員の退職手当の支給に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

船舶に乗り組む職員の処遇の適正化を図るため、これらの職員を対象とした海事職給料表を新設したことに伴う所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 退職手当の調整額の算定に係る職員の区分に、海事職給料表の適用を受ける職員の区分を設ける。
- (2) 施行期日は、公布日とする。